

令和7年1月29日

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、遠軽町職員に係る懲戒処分の指針に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

所属	職名	年齢	性別	処分の内容
生田原総合支所	主事	20歳代	男性	免職

2 非違行為の概要

上記職員は、勤務時間内において生田原総合支所の女子トイレに不法な目的で侵入し、盗撮を繰り返した。

盗撮に気付いた被害者からの申出により、町が上記職員に聞き取りを行ったところ、令和6年1月から11月にかけて女子トイレに侵入し個室を数十回、扉の上からスマートフォンで撮影したことを認めた。

この行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止及び第35条に規定する職務に専念する義務に違反する。

3 処分年月日

令和7年1月29日

4 町長のコメント

このたび、このような不祥事が発生したことにつきまして、被害者の方をはじめ、町民の皆様に深くお詫びいたします。

二度とこのような不祥事を起こすことがないように、これまで以上に服務規律の確保を徹底し町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

5 その他

(1) 監督責任として、被処分者の上司を同日付けで訓告（1人）及び嚴重注意（2人）としました。

(2) 被害者のプライバシー等を侵害するおそれがあることから、詳細等の一部を公表しないものとしております。

6 問い合わせ先

遠軽町総務部総務課

電話：0158（42）4811